

第4回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和4年8月25日（木）10時26分～11時00分

2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 石岡委員、森理恵委員、飛鳥委員、森宏之委員、中村委員
労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、保土澤委員、野坂委員
使用者委員 小笠原委員、田中委員、藤井委員、齋藤委員、小野委員
【事務局】 高橋局長、橋本労働基準部長、八木澤賃金室長、
嘉賀室長補佐、長尾厚生労働事務官

4 内 容

室長補佐 それでは、定刻より早いのですが、皆様お揃いですので、ただ今より第4回青森地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、全員出席されていることをご報告します。
本日の審議会の公開に関しまして、傍聴人の募集公示を行ったところ、3名の申込みがありましたので、傍聴いただいていることを併せて報告いたします。
それでは、以後の議事進行については、石岡会長よろしく願いいたします。

石岡会長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

本日は、8月9日に答申をいたしました青森県最低賃金にかかる改正決定に対し、異議の申出があったということでございます。

初めに、事務局から異議申出の状況についてご報告をお願いします。

賃金室長 事務局でございます。

青森県最低賃金につきましては、8月9日に「31円引き上げし、『853円』とする」旨の答申をいただいたところでございますけれども、「審議会の答申要旨」について公示をいたしましたところ、8月22日に「青森県労働組合総連合議長奥村榮」様から、再審議を求めるとの異議の申出がございました。

従いまして、青森労働局長から本審議会に当該異議申出に対する意見を求めることを内容とする「諮問」を行わせていただき、審議を経て、「答申」をいただきたいと思っております。

それでは、高橋労働局長から諮問をさせていただきます。

（ 高橋労働局長が、諮問文を読み上げて、石岡会長へ手交 ）

（ 各委員に対し、諮問文の写しを配付 ）

賃金室長 諮問文の写しは、皆様の机の上に配付しております。

では、異議申出書について説明をさせていただきます。まず、会議次第の次に青森県労働組合総連合から提出されました異議申出書の写しを付けております。受理にあたっては点検をしております、異議申出書の様式は任意とされておりますので、問題はありません。

また、異議の申出者の要件は、最低賃金の決定によって直接利害関係を生ずる青森県内の労働者が構成員としておりますことから、これも問題はありません。

異議の内容及び理由についても明記されているところでございます。

以上につきまして、点検の結果、問題がないことから受理をしているものでございます。

続きまして、異議申出の内容及び理由についてでございます。

異議申出書をご覧ください。

1 ページの「しかし」のところから読ませていただきます。

しかし、時間額 31 円の引上げでは、労働者の生活実態から見て不十分と言わざるを得ず、生活改善を図ることは望めません。また、地域間格差の改善に期待が高まる中、東京都の 1,071 円をはじめ都市部 A・B ランクの地賃審議会は 31 円以上の引き上げを答申しています。本答申額では地域間格差は縮小しません。さらに、D ランクの各県では、目安プラス 1 円から 3 円を答申した結果、青森県の最低賃金の時間額は 853 円となり、青森県はほかの 6 県とともに全国最低の賃金額となります。これでは、県内の若者や有為の人材の県外流出に歯止めをかけることはできません。今年度「最低賃金引上試算表」によれば、引き上げによる影響率は、25.3%です。最低賃金やその近傍の賃金で働いている多くの低所得労働者は、最低賃金の引き上げが唯一の賃上げであり、賃上げ分は生活費として消費に使われ、地域経済への波及効果にも期待できます。県内で働く者の生活と労働力の質と消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、青森県で誰もが安心して暮らせる地域社会とすることが重要です。そのために、最低賃金を抜本的に引き上げ、労働者の大多数を雇用する中小企業・小規模事業者への政府の抜本的支援強化が不可欠です。

こうしたことから、下記の異議申出を行います。

1、青森県最低賃金の時間額を 31 円引き上げ、853 円とすることについては上げ幅が低く不服であり、再審議を求めます。

2、最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、8 時間働けば安心して生活できる額に引き上げるとともに地域間格差を是正してください。

3、景気浮揚・最低賃金引上げにあたって、公正取引の徹底や中小企業・小規模事業者への支援策の強化は喫緊の課題です。政府に対して、中小企業・小規模事業者への有効な支援策をさらに充実・強化するよう求めてください。

2 ページ以降に理由がございます。

理由として (1) から (5) までございますけれども、(3)、(4) につき

ましては、全国一律最賃制度であるとか中小企業支援策ということでございまして、8月9日の答申内容とは直接の関係が薄いところもございしますので、(1)、(2)の主な部分を読み上げさせていただきます。

(1)労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です。今年度の答申額では、週40時間のフルタイムで働いても、月額14万8千円余、年収総額では177万9千円余となり、月額では5千円、年額6万4千円余の増額にしかならず、「ワーキング・プア」から抜け出すこともできません。とりわけ、今年度は、原材料の小麦や油などを輸入に頼る食料品の価格上昇、ウクライナ危機による電気・ガス・灯油・ガソリンなど燃料費が高騰し続け、日常生活で購入や利用の頻度が高い品目の値上がりが激しく、その物価上昇分は、現在も、そして秋以降も生計費に上乘せされることになり、生計の維持はますます困難になります。このような状況を直視し、労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な改定により、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められています。最低賃金の改定審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の労働者が独立して生計を営むにあたり、その賃金水準がいくらであればいいのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度のご審議をお願いいたします。

(2)賃金格差をさらに縮小することが求められます。中央最低賃金審議会の目安は、A・Bランク31円、C・Dランク30円と1円の格差をつけ、再び地域間格差が拡大するものでした。審議で示された賃金上昇率は、Aランクで1.4%、Bで1.3%、Cで1.6%、Dで1.9%と最低賃金が低い地域ほど高く、さらに物価高騰は低所得者ほど重荷になることを考えると、地域間格差が広がる目安は根拠も不明確であり納得できるものではありません。加えて、Dランクの各県では、目安プラス1円から3円を答申した結果、最低の時間額は853円となり、青森県はほかの6県とともに最低の賃金額となります。厚生労働省の推計では、青森県の人口は2045年には82万人まで減少します。就職や進学などによる人口の社会減は、青森県が減少率で全国のトップクラスとなっています。青年労働者や有為の人材の県外流出を食い止めること、県外からの移住を促進することや「人手不足」を解消していくためには、賃金の底上げが必要です。同時に、開きすぎた地域間格差を縮小していくことが強く求められます。

以上が異議申出の概要でございます。

以上のように、異議申出書の内容及び理由については申出書で明確になっております。

なお、この中で公正取引の徹底と中小零細企業への支援策の強化の要望につきましては、本審議会の答申に対する異議には当たらないと考えられますが、これにつきましては、5月に行われました局長宛ての要請でもいただいております。7月の本審議会及び厚生労働省にも報告しておりますことを申し添えます。

異議申出の期間は、昨日8月24日まででございましたが、これ以外の申出は

ございませんでしたので、本件についてのみご審議をお願いいたします。
以上でございます。

石岡会長 　ただ今のご報告につきまして何かご質問等はございませんか。

（委員の間から、「特になし」）

石岡会長 　それでは、今回の異議申出を受けて当審議会として意見をまとめる必要があるわけですが、ご意見をいただけますでしょうか。

小笠原委員 　使用者委員の小笠原でございます。

　只今、事務局より異議の申出の内容と詳細な説明があったところでございますけれども、ご案内の通り、今年度の金額審議におきましては、真摯な議論を重ねて決定したことから再審議の必要性はないものと考えます。
以上でございます。

石岡会長 　労働者側はいかがですか。

秋田谷委員 　労働者側のほうから思いも含めて意見を述べさせていただきたいと思います。
今年度の青森県の最低賃金の答申の結果については、31円引上げの853円となりました。労側としては、審議日程の時間が迫る中で、我々労側の望む金額になりませんでした。苦渋の選択の中で「やむなし」と判断をして賛成したということをまずは申し上げさせていただきたいと思います。

　その上で、全国の審議会が終わった結果を見ますと、本県が最下位ランクに含まれてしまいました。過去に積み上げてきたものが無くなったかのように感じる場所でありまして、正直に申し上げて、悔いが残るというふうに感じているところでございます。

　他方で、労使の主張に隔たりがあり、歩み寄りの額についても大きな乖離がある中で、公益委員の先生方におかれましては、限りある時間の中で、人材確保や地域間格差、物価高騰などを総合的に判断していただき、導き出した結果でもあります。

　そして、「最低賃金は上がっていく」というメッセージを県民に発信できたということから言いますと、一定の評価をするべきと考えております。

　今回の異議申し立てについてでございますが、内容については理解するもの、まず、公労使の三者構成で議論を尽くした結果であるということ。取り巻く情勢に大きな変化がないこと。審議をやり直すことによって、いたずらに発効日を遅らせることになる。

　以上の結果から、労側としては、異議申立については、受け付けをせずに答申

通りとすることが妥当だというふうに考えます。

以上です。

石岡会長 双方の代表委員からご意見を頂戴しましたが、そのほかにご意見はございませんか。

(委員の間から、「特になし」)

石岡会長 それでは、ほかにご意見がないようですので、今回の青森県労働組合総連合からの異議申出については、おっしゃる部分について理解できる部分はもちろんあるわけなのですが、これまでの審議の中でこういったことも含めて審議をしてきたところがございますので、本審議会の答申通り決定するという事としてよろしいでしょうか。

(委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長 それでは、全会一致で本審議会の答申どおり決定するのが適当ということで答申をすることといたします。

賃金室長 それでは、これから答申文の案をお配りさせていただきますので少々お待ちください。

(各委員に対し、答申文の案を配付)

石岡会長 それでは、答申文の案について委員の皆様にご確認いただきたいと思います。この案について何かご意見等はございますでしょうか。

(委員の間から、「特になし」)

石岡会長 この答申文をもちまして答申とすることといたします。

室長補佐 それでは、引き続きまして答申に移らせていただきます。
石岡会長より、高橋労働局長に対しまして答申をお願いします。

(石岡会長が答申文を読み上げて、高橋労働局長へ答申文を手交)

石岡会長 それでは、議題の1番、青森最低賃金についての異議申出にかかる議題はこれで終了いたします。

引き続き、産業別最低賃金の審議に入ることになります。
事務局から日程等について説明をお願いいたします。

賃金室長 事務局からご説明申し上げたいと思います。

お手元の資料、2ページ資料No.2に産業別検討小委員会名簿がございます。

検討小委員会の委員長と委員長代理につきましては、9月5日の検討小委員会で決めていただくこととなりますけれども、事務局といたしましては、委員長に石岡委員、委員長代理に森委員の就任をお願いしたいと考えておりますことをお知らせいたします。

続きまして、資料No.3でございます。9月5日と16日の検討小委員会の申出人・参考人の名簿でございます。1日に2業種ずつ申出人・参考人の順で意見聴取を行いますのでそれぞれの予定をご確認願います。

9月5日は、各種商品小売と自動車小売の意見聴取をお願いすることになります。16日には、鉄鋼、電気機械器具製造業を行います。電気機械器具製造業につきましては、参考人のほかに1名が陪席する予定になっているところがございます。

この意見聴取後に検討小委員会としての産別の改正の必要性の有無の結論を出していただくこととなります。

なお、各申出人・参考人様につきましては意見聴取メモの提出をお願いするところがございます。申出人・参考人の方々につきましては、検討小委員会への出席のご案内についても発出する予定としているところがございます。

次に、2枚戻っていただきまして、資料No.1に戻っていただけますでしょうか。

9月16日の検討小委員会が行われますと同じ日の11時45分から第5回本審を開催いたします。検討小委員会の状況により多少開催時刻がズレる可能性もございますけれどもご了解いただきたいと思います。

第5回の本審議会では検討小委員会報告をもとにご審議いただき、審議会として改正の必要性の有無についての答申をいただきたいと思います。この答申におきまして、「改正の必要性あり」との結論になった場合には、同日に金額改正の諮問をさせていただきます。

「必要性あり」となった場合には、同日から労使双方の専門部会委員の推薦公示を行います。推薦の期限は、最初の専門部会が27日ですけれども、23日が祝日となっている関係で21日までとさせていただければと考えてございます。公示日から日がございませぬので、恐縮でございますけれども、推薦予定の方の選定につきまして準備をお願いしたいと思います。

続いて、4業種とも「必要性あり」の答申が出ますと、9月27日より鉄鋼業専門部会からスタートし、9月28日が電気機械器具製造業、9月30日が自動車小売業、10月5日が各種商品小売業、それぞれの専門部会での調査審議をお願いすることとなります。

その後、10月17日に本審議会を開催いたしまして、各専門部会の報告を受け、産別最低賃金改正の答申をいただくという日程となっております。

会場につきましては、鉄鋼業専門部会がアスパム6階岩木、電気専門部会が第二合同庁舎、自動車専門部会がアスパム4階十和田、各種商品専門部会が合同庁舎4階会議室とそれぞれ異なる会場での開催となりますので、審議日程をご確認いただければと思います。

また、産別にも異議申出の制度がございます。これまで異議があったということはございませんけれども、11月7日の10時から異議申出があった場合の本審議日程を確保していきたいと思っております。なお、この日程は、先の第3回本審では11月2日としておりましたが、会場の関係で11月7日となったものでございます。

委員の皆様には、開催案内を机の上に置かせていただいております。検討小委員会の委員の方には検討小委員会と第5回本審議会の2通、小委員会の委員ではない方には第5回本審議会のみ1通の開催案内を入れております。

後ほどご確認ください。

続いて、資料No.4以降でございますけれども、産別改正申出状況、全国の産別最賃の状況等々がついているところでございます。

産別審議の日程等につきまして、事務局からの説明は以上でございます。

石岡会長 　ただ今、日程の確認等、事務局から説明をいただきました。

次に、これからの産別の審議で非公開とする会議について確認をしたいと思います。

資料No.1の開催日程のほうをご覧くださいませか。

この中で、9月16日の第5回本審、それから、10月17日、産別の専門部会終了後の第6回の本審。これらはこれまでも公開してきております。一方、9月5日、16日の小委員会、ここでは、個別企業の賃金や経営状況等について意見が述べられるということもありますので個別の団体の権利利益に関わるということもありますので、非公開と今までしております。そのあとの専門部会、これも具体的な金額審議の場となりますので率直な意見の交換に支障が出る恐れがあるということで、これまでは非公開としてきております。

これまでの経過はそういうことですが、各小委員会、各専門部会において適切に対応いただくようお願いをいたします。

そのほかには何かございますか。

賃金室長 　委員の皆様から特になければ、事務局から机の上に8月23日付の全国の状況につきまして、厚生労働省本省のほうプレスリリースしたものを配付させていただいております。引上げ額が30円は11県、31円は20都道府県、32円は11県、33円は5県となっているところでございます。

引き上げ額の最高額は、1,072円の東京都、最低額は、853円でございますけれども、青森県を含む10県ということになっておりました。
事務局からは以上でございます。

石岡会長 ほかに皆様方から何かございませんか。

小枝委員 資料の修正をお願いしたいのですけれども、資料No.3で9月16日に、うちの組合から書記長がお邪魔するのですが、名前がタカヤケイスケなんです。
修正をお願いします。

賃金室長 これにつきましては、修正させていただきます。

小枝委員 あと、資料No.5の電気の最賃の表なのですけれども、改定前額というのがあって、そのあとに改定額があるのですが、この改定前の額は一昨年金額ではないでしょうか。

賃金室長 事務局の誤りであると思われますので、こちら修正いたしまして、おつて、差し替えとさせていただきます。

小枝委員 わたくしからは以上です。

石岡会長 ほかに何かございませんか

(委員から特に発言なし)

石岡会長 では、日程はこれで確定ということよろしいのでしょうか。

賃金室長 日程についてはこれで確定ということでお願いいたします。

石岡会長 委員の皆様、日程については大丈夫でしょうか。

(委員から特に発言なし)

石岡会長 それでは、9月から産別についての審議に入りますので、専門部会で議論していくこととなりますので、委員の皆様方にはよろしくお願いいたします。
特にほかになければ、本日の審議会はこれをもって終了したいと思います。
どうもありがとうございました。